

## 会議録

- 会議の名称：近江八幡市文化振興に関する条例等検討委員会 第3回
  - 開催日時：平成25年9月11日（水）19:00～20:00
  - 開催場所：近江八幡市役所西別館第6会議室
  - 出席者：
    - （委員） 石丸委員、岡本委員、久保委員、城念委員、随井委員、中江委員、三村委員、吉井委員
    - （事務局） 総合政策部文化観光課 木俣次長兼課長、亀岡課長補佐、首藤副主幹
  - 欠席者：
    - （委員） 中川委員長、津村副委員長、秋村委員、岡委員、徳山委員、吉田委員
- 

### 第3回 次第

#### 開会

#### 1. 挨拶

#### 2. 協議事項

##### ①条例案の方向性と文案について

（資料） 条文案（変更前後対照）

意見と変更内容

##### ②パブリックコメントの実施について

（資料） 近江八幡市パブリックコメント実施要綱

#### 3. その他

次回の予定など

---

### 【委員会（第3回）内容要約】

#### ➤ 今回の検討委員会開催について

本日は中川委員長、津村副委員長が欠席であり、今回は、出席委員より意見をいただくとする。意見については委員長に報告するので、委員長に一任していただき、パブリックコメントにはかる案をつくることをお願いする。

#### ➤ 委員からの主な意見について

- ・前文について、よくかかっているが歴史的名称で簡潔にした方がよい。（近江八幡の水郷、重要文化的景観のこと、近江八景など。）沖島のことかどうかという意見。また庁内の会議では、朝鮮人街道・八風街道は、近江八幡市近隣では日常使われている言葉であり、言い換えなくてもよいという意見もあったことを事務局より報告。
- ・第5条（市の役割）で「指導・助言」とはなにをさすのか。財政上の整備とあればよい。その他の支援というと指導・助言になるのか。

- ・第9条（子ども、高齢者、障がい者等）について、「高齢者・障がい者」というと違和感があるという意見、高齢者のほうが文化活動に親しんでいるという意見。そもそも子ども、高齢者、障がい者とはだれをさすのか。また、滋賀県条例では高齢者も書かれてあり違和感はないという意見もあり。
- 今後の予定について
- ・今回の委員意見を委員長へ報告し、意見を踏まえパブリックコメントにはかる条例案については委員長一任とすることで委員了承された。条例案について、10月中旬よりパブリックコメントを実施し、市民等から意見を聞いた後、再度、委員会を開いて議論したうえで、議会上程する案とする。

---

#### 【会議詳細】

（事務局）本日、中川委員長は近江八幡駅まで来られたが、都合により急きょ戻られることとなり欠席である。津村副委員長も欠席である。そのため、今回このような場合、どのような取扱いをするかということで、委員会設置要綱を確認したが、規定はなく成立するかどうか定められていない。検討委員会の今後の予定であるが、今回会議で検討いただいて出された素案をパブリックコメントにはかり、その後、委員会を開催し、議会上程することになる。

今日の会議をどうするかということについて、せっかくお集まりいただいているので、みなさまに意見をお伺いさせていただき、その意見を集約し、委員長に一任を頂いて、パブリックコメントに出す条例の案をだしていただけるようお願いしたい。今回は、事務局で進行をつとめることとしてよろしいか。もしご異議などなければ、今の事も含めて議論いただきたい。

（出席委員）（意見なし。了承。）

（事務局）それでは次第に基づき担当から説明する。

（事務局）配布資料を確認する。条文案変更前後対照表A3、意見と変更内容A4、パブリックコメント実施要綱を配布している。また、これから第2回委員会の議事概要を配布するので、内容を確認ください。

A3条例変更前後対照表ですが、アンダーラインの所が前回会議から変更している所になる。それでは、条文ごとに説明する。

まず、前文について、近江八幡市としての彩をよくするには若干ボリュームが足りないということであったので、ボリュームアップをした。また「朝鮮人街道」「八風街道」という言葉について、条例前文としての適否を考えておくようにということであったので、結果として近江八幡市の歴史・環境・文化といったところをとらえた文章をつけた。以上が前文の変更内容です。

第1条については、変更箇所はありません。

第 2 条（定義）については、他市条例を参考にしながら、文化芸術について漏れがないようにということであったので、具体的な表現を加えた。

第 3 条（基本理念）については、第 1 項の一部であった、共有の財産として次代に引き継ぐという部分を、第 4 項として独立させたほうが良いという意見であったので、第 4 項とした。

第 4 条（市民の役割）については、若干第 3 条との振り分け等が前回会議で検討されておりましたが、結論的には第 3 条を修正し、第 4 条はこのままの形でよいという事であったので変更していない。

第 5 条（市の役割）については、第 3 項と第 5 項について文言を少し足した。第 3 項に「財政上の支援」、第 5 項に「指導、助言」を足した。

第 6 条（文化振興基本計画）・第 7 条（多様な文化資源の把握等）・第 8 条（協働の仕組みづくり）については、変更していない。

第 9 条については、条文のキーワード的なところについて変更した。もともと「すべての市民の参加」としていたものを、今回は「子ども、高齢者、障がい者等の文化活動の充実」に変更した。条文の中身について、「すべての市民」とあげているところについては、より具体的に、通常さまざまな活動に制約を受けがちな方々についても、文化活動については参加していただけるような形で実現していくことが望ましいという趣旨である。（第 9 条全文をよみあげ）

第 10 条（交流）については変更していない。

第 11 条（歴史的文化遺産）については、近江八幡市域の豊かな歴史を踏まえたうえで、具体的な活動に反映するような言葉を盛り込むようにということであったので、「伝統的な行事等」と「歴史的文化遺産の調査、維持管理と修復、整備、公開に努める」など言葉数を増やした。

第 12 条（地域産業の振興）第 13 条（文化活動の担い手の育成）第 14 条（文化的都市景観の形成）第 15 条（顕彰）については変更していない。前回会議で一部ご意見はあったが修正にはいたらないということで条文の変更は行っていない。

第 16 条（審議会）については、事務局で修正した。第 8 項に「規則で定める」とあったが、この条例の現在の構成内容では、規則でもって定める項目がこの審議会について一条のみに限定されているということで、運用上の都合を考え、審議会のためだけの規則は必要ないということで、審議会については「別に定める」という表現に変更した。

第 17 条（委任）については変更していない。

以上、資料に沿って説明、質疑などございましたら宜しくお願いしたい。

（事務局）委員より意見等をお願いしたい。

（委員）前文について、うまく書かれているが、もう少し簡潔にしたほうが良い。歴史的な名称でぱっぱと書かれたほうがよいのではないか。例えば、「文化庁による文

化創造都市の表彰」など前文に書かれるのはちょっとしんどいかと思う。やはり近江八幡から安土にかけて、琵琶湖でもいわゆる重要文化的景観第 1 号で、それは重要文化財ということでもあります。滋賀県のほうでも琵琶湖を世界遺産にということできょうと、初めは自然遺産として検討されていたが、そうではなく、文化的な遺産としてみなおされた。そういう意味では、近江八幡の水郷第 1 号、重要文化的景観も。全国にある八景物の中で残っているのは近江八景である。近江八景とか琵琶湖八景などもある。

(事務局) 前文については、こちらの庁内会議でも議論をし、「朝鮮人街道」「八風街道」という言葉については、日常的な言葉になっているのでそのままよいのではないかという意見もあった。庁内からの意見でありましたことを申し添えさせていただく。前文について、その他について意見はないですか。なければ前文にかかわらず、順にお一人ずつご意見をお願いしたい。

(委員) 沖島ですが、離島振興のことでよく報道されているが、何かもりこめないか。

(事務局) 沖島の離島のことですね。

(委員) 第 5 条(市の役割)で「指導・助言」というのは、市はどのようなことを想定されているのか。

(事務局) たとえば文化団体が活動されているうえで、民間の財団からの支援の仕組みも有るので情報提供し、資金が得られより活動の幅が広がるようにすることなどもあるので、応募されてはどうかと助言する。指導については、財団がお持ちになっている講師や指導者の派遣のプログラムもあるので、そういったものを活用されるように案内するなどを担当としては考えている。

(委員) 仮に、安土の瓢箪山古墳に立て看板をするなど、整備のことについてはこの場合どうなるのか。

(事務局) 文化財の保存・整備ではなく、この条例では、文化活動について、活動をしやすいものに環境を整備するというものです。

(委員) 安土山でも城壁をしっかりとしたものにしてほしい。

(事務局) おっしゃることはよくわかるのだが、ここでは、文化振興の部分である。文化財も含まれるが、ここでは重きを置かず、文化財保護条例のほうで扱う。

(委員) 保護条例と文化条例とあるということか。

(事務局) 文化財保護条例ではいわゆる市指定文化財について、また文化財の保存を目的に定めている。文化財保護条例は、旧近江八幡市にも旧安土町にもあった。文化活動を振興するための条例はなかったのが、今回このように議論し検討をすすめているものである。

第 5 条については、委員のおっしゃったように「指導・助言」という言葉的にはすこしひっかかるところがあるということか。

(委員) 具体的に何をされるのかがわからないのですが。

(事務局) 市は補助金を出しておりそれが支援かどうか分からないが、どこまで含まれるか議論は必要である。市は何らかの支援をすることをうたっている。

(委員) 第3項に「財政上の支援」とはっきり書かれているのでそれでよい。

(委員) 第5条第5項の条文の流れとしては、「文化活動及び相互の連携が促進されるよう」に「指導、助言、環境の整備」と続くのですが。

(事務局) 前回会議では、「環境の整備」というだけでは、具体性に欠けるという議論もあったので、「指導・助言」という部分を足した。

(事務局) またこの辺もう少し検討させていただく。

(委員) 「その他の支援」というと助言になるのか。

(事務局) どちらかというとな前回議論では「環境の整備」は曖昧過ぎるという意見であったので、この形でお願いしたい。よろしいか。

(委員) 第9条については、変えない方がいいと思う。高齢者の方が文化活動をして、より親しんでいると思うのだが。

(委員) 私も「高齢者・障がい者」というと違和感がある。

(事務局) 前回意見からすると、「すべての市民」ではなく、具体的なものを提示して、みなさんに見比べていただくということであった。見比べて一度考えようということである。ここは、他市の条例においても意見は別れているところである。

今の委員からの意見では、変更後のほうがよくなっていないという。むしろ、変更前「すべての市民」のほうがよみやすい感じでしょうか。

(委員) もともと「高齢者・障がい者」というと誰をさすのか。「子ども」って誰ですか。

(事務局) 以前は、高齢者は65歳以上という時期もあったが、今はすぐわなくなってきている。ここ(第9条)で、わざわざ「すべての市民」をあげてきている意味は、「文化活動の範囲が制約されがちな・・・」というこの部分であると思う。配慮をしているという意味で第9条をもうけている。

(委員) 子ども、障がい者など、文化活動の参加は手厚くなっている部分もあると思うが。

(委員) 他の法律をみると、例えば滋賀県の条例でも「高齢者」とあるので、私はぜんぜん違和感を感じない。

(事務局) みなさんいろいろな意見がある。委員長に報告し、一任してまとめていただきたいと考える。

(委員) 第9条の変更後であるが、この並びには「男女」も入りそうだが。ただ、こういうものが入ることで、後退していく気もする。

(事務局) 庁内でもここは議論があったところである。

(事務局) 今は、高齢者イコール社会的弱者ということに対して、そうだという人もそうじゃないという人もある。前回、この第9条については、一度、変えてみて比較して議論をしたらよいということであったと思う。全体の中でどうかを検討する。

(事務局) 最初は「すべての市民」という言葉で表記したことで、これではわからないと

意見もあった。反対に、もともどした。庁内の会議でも、第 9 条については議論になった。男女のこともはいるのではないかといった意見もあった。さらっと流した方がよいという意見もあった。

(事務局) 第 6 条で定めます、今後進んでいく「文化振興基本計画」の中では、より施策的な部分と絡めて、具体的な表現を盛り込んだ計画になっていくということをふまえれば、条例については、言葉数は少なめでよいのかと思う。

庁内の会議でもここは議論になった。なにかうまく工夫が出来ればやってみなさいということであったが、うまく工夫できていないようにも思っている。

(委員) 第 9 条は委員長に一任する。

(委員) 賛成。

(事務局) 委員長に、議論の経過を報告させていただく。

(事務局) 次に進める。

(事務局) 資料の方で、「パブリックコメント」について説明する。このように市の条例を定めるために広く関係者の意見をうかがうことになっている。少し長くなるが、近江八幡市パブリックコメント実施要綱を読み上げる。(第 1 条目的・・・)

補足ですが、意見提出者については、実施要項第 4 条のとおり、市民が主ですが利害関係を有する者も含まれる。提出された意見に関してはとりまとめ、検討した結果を意見と併せて公表することになる。条例を制定するにあたりパブリックコメントの手続きをとる。

(事務局) 質問はないか。補足であるが、パブリックコメントでは、広く市民などから意見を募る。それについてはすべてオープンにされる。パブリックコメント後に、もう一度、みなさんに集まっていただき、委員意見を聞いて修正し、条例を定めていく予定である。

(事務局) よろしいか。いただいた意見と議論の内容を踏まえ、見やすい形に工夫したものを委員長に届ける。委員長より承諾ができれば、パブリックコメントの手続きをすすめる。

(出席委員全員) 了承。

(事務局) 今回はいろいろと事情が重なり申し訳なかった。一旦、こちらと委員長とのやりとりで進めていく。

(事務局) 担当が申し上げたとおり、いろいろと不手際もございまして申し訳ない。次回会議はパブリックコメント後に開催する。

お忙しいところ長時間にわたりありがとうございました。

以上